

財務省、23年度賃上げ動向調査 「ベア」を行う企業は6割超に

財務省が発表した「地域企業における賃上げ等の動向調査」結果（有効回答数1161社）によると、2023年度に「ベア（ベースアップ）」を行う企業は6割超（62.1%）で、昨年度（38.7%）から大幅に増加した。特に、非製造業では年度の28.8%から56%へと、顕著な伸びを見せている。ベアを実施する企業が増加する一方、賞与・一時金・手当等増額を行った企業は減少しており、企業行動の変化が見て取れる。

2023年度にベアを実施した企業における「ベアのみ」の引上げ率をみると、「3%以上」と回答した企業は4割弱（37.3%）と昨年度（13.7%）よりも大幅に増加。ベアまたは定期昇給を実施した企業における「ベア+定期昇給分の年収ベース」の引上げ率は、「5%以上」と回答した企業が2割弱（16.9%）、「3%以上」と回答した企業が5割を超える（51.2%）など、昨年度に比べて増加しており、引上げ率が高まっている。

2023年度の「ベア+定期昇給+賞与等を含む年収ベース」の引上げ率について、全規模・全産業ベースでみると、何らかの賃上げを実施した企業のうち、上記引上げ率を「3%以上」と回答した企業は6割。昨年度から+26ポイントと大幅に増加している。規模別でみると、上記引上げ率を「3%以上」と回答した割合は、昨年度に比べ、大企業（+34ポイント）ほどではないものの、中堅・中小企業も+21ポイントと伸びている。

インボイス登録要否相談会開催 免税事業者対象に事前予約制で

全国の国税局・税務署では、インボイス発行事業者に登録するか否かを検討している免税事業者を対象に、登録の考え方や事業の状況等に応じて必要な情報等を、個別に案内する登録要否相談会（原則、事前予約制）を開催している。

相談会では、相談者の事業実態を聞きながら、インボイスの登録申請の必要性などを担当官が説明するという。国税庁は、相談会に臨む際に、売上や、取引先が事業者と一般消費者のどちらに該当するかなど事業の状況について、相談者自身が事前に整理しておけば、スムーズな案内ができるとしている。登録要否のポイントとなるのが、売上先がインボイスを必要としているかどうかだ。売上先が、消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している又は納付税額を売上税額の2割とする特例により申告する課税事業者の場合はインボイスを必要としない。

これ以外の課税事業者である売上先はインボイスが必要となるが、一定規模以下の事業者の場合、インボイス制度施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについては帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる特例のためインボイスは必要ない。

一方、登録を受け、課税事業者になれば、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限る）からの求めに応じて、インボイスを交付する必要がある。

このように、インボイス発行事業者となるに際しては、色々な事態を勘案する必要があるわけだ。